

川崎市

更新年月日：平成24年4月1日

ホームページ www.city.kawasaki.jp 特定行政庁の設置（昭和26年）

確認申請担当課	開発許可担当課	消防担当課
まちづくり局指導部 建築審査課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 意匠南部担当 （川崎・幸・中原・高津区） TEL：044-200-3016/3044 FAX：044-200-0984 意匠北部担当 （宮前・多摩・麻生区） TEL：044-200-3045/3046 FAX：044-200-0984 構造担当 TEL：044-200-3019/3023 FAX：044-200-0984	まちづくり局指導部 開発審査課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎・幸・中原・高津区担当 TEL：044-200-2726 FAX：044-200-0984 宮前・多摩区担当 TEL：044-200-2727 FAX：044-200-0984 麻生区担当 TEL：044-200-2728 FAX：044-200-0984	消防局予防部予防課 〒210-8565 川崎市川崎区南町20-7 TEL：044-223-1199（代） FAX：044-223-2720 各消防署の連絡先は、下記を参照ください。

【関係法令協議先等について】

事前協議先等の詳細につきましては、下記のアドレスからご覧ください。
 川崎市ホームページ：建物を建てる前に必要な調査及び手続き等のご案内
<http://www.city.kawasaki.jp/50/50kejyou/home/tetuduki/tetudukiannai.htm>

建築基準法に基づく条例	川崎市建築基準条例		
定期報告対象建築物の概要		用途	規模※1
	1	劇場、映画館、演芸場又は観覧場（屋外観覧場を除く。）	100㎡を超える
	2	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500㎡を超える
	3	旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業に係るもの	300㎡を超える
	4	病院又は政令19条第1項に規定する児童福祉施設等で入所者のための宿泊施設を備えるもの	300㎡を超える
	※2 5	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	500㎡を超え、かつ、地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超える
※1 対象となる規模（㎡）は、用途に供する部分の床面積の合計です。ただし、3及び4については、避難階以外の階でその用途に供する部分の床面積の合計になります。 ※2 5については、地階を除く階数が3以上のものに限ります。			

中間検査制度の概要	構造	用途	規模	その他
	W造	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）その他これらに類するもの	300 m ² 以上	<ul style="list-style-type: none"> 計画通知を除く 法第 85 条第 5 項の規定による仮設建築物を除く 大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する建築物を除く 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物を除く
	S造	公会堂、集会場その他これらに類するもの	200 m ² 以上	
	RC造	病院、診療所（入院施設があるものに限る）	300 m ² 以上	
	SRC造	幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するもの	500 m ² 以上	
		ホテル、旅館		
		共同住宅、寄宿舎、下宿	1,000 m ² 以上	
		学校、体育館	2,000 m ² 以上	
		博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	500 m ² 以上	
		店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	200 m ² 以上	
W造	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が 3 以上又は 100 m ² 超え		
※ W造は丸太組構法を除きます。				
積雪荷重	政令第 86 条第 3 項の規定による垂直積雪量は 30cm とします。 ただし、平成 12 年建設省告示 1455 号第 2 に掲げる式によって計算した場合は当該式により算定した値とすることができます。			
法第 22 条の指定	全域			
法第 52 条第 8 項第 1 号	全域適用除外			
日影規制	用途地域		平均地盤面からの高さ	日影時間
	一低・二低		1.5メートル	(一) 3時間・2時間
	一中高・二中高層	東横線以西	4メートル	(一) 3時間・2時間
		東横線以东	4メートル	(二) 4時間・2.5時間
	一住・二住・準住	東横線以西	4メートル	(一) 4時間・2.5時間
		東横線以东	4メートル	(二) 5時間・3時間
	近商で容積率 200%の区域・準工		4メートル	(二) 5時間・3時間
	用途地域の指定がない地域（当市では市街化調整区域） ※ 概要は下段の★をご覧ください。 ※ 平成 16 年 7 月 1 日から施行です。		1.5メートル	(一) 3時間・2時間
4メートル			(二) 4時間・2.5時間	
4メートル			(三) 5時間・3時間	
用途地域の指定のない地域における建築形態制限	★概要は下記のアドレスからご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> 当市では、用途地域の指定のない地域は市街化調整区域となります。 市街化調整区域における容積率、建ぺい率等の形態制限は平成 16 年 4 月 1 日から施行です。なお、日影規制は平成 16 年 7 月 1 日から施行となります。 http://www.city.kawasaki.jp/50/50kejyou/home/kekikaku/siroji/sirojikojuji.htm（ホームページアドレス） 			